

大熊町交流ゾーン整備
公募型プロポーザル実施要領

令和元年6月19日

大熊町

目 次

1	事業の概要	1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 事業名称	1
	(3) 発注方式	1
	(4) 計画地	1
	(5) 工期	1
	(6) 建築計画概要	2
	(7) 業務範囲	2
2	事業費参考価格	2
3	参加者の参加資格要件	2
	(1) 参加者の構成等	2
	(2) 共同企業体の参加要件等	3
	(3) 参加者の資格要件等	3
	(4) 参加者の参加資格確認基準日	6
	(5) 複数企業からなる参加者の構成企業の変更	6
4	選定の手順	7
	(1) 選定の方法	7
	(2) 選定のスケジュール（予定）	7
	(3) 実施要領等の公表	7
	(4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表	8
	(5) 審査書類の提出	8
	(6) 審査の手順	8
	(7) 技術提案書審査委員会の設置	10
	(8) プロポーザル参加に係る留意事項等	10
5	契約に関する事項	11
	(1) 事業実施協定書の締結	11
	(2) 契約の締結	11
	(3) 契約保証金の納付等	11
	(4) 契約書類の構成と優先順位	12
6	その他	12
	(1) 技術提案資料の取扱い	12
	(2) 情報の提供	12
	(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い	12
	(4) 周辺工事との調整	12
	(5) 基本設計業務の受注者	12
	(6) 町の担当窓口（問い合わせ先）	13

1 事業の概要

(1) 事業の目的

大熊町（以下、「町」という。）では、町土復興の第一歩として、町の南部に位置し空間放射線量が低い大川原地区において復興拠点の整備を進めており、町役場庁舎や公営住宅、福祉施設等の建設計画と共に、町民の生きがいや復興への気運を生むためには欠かすことのできない、多種多様な主体が行き交う場となる交流施設、生活・社会インフラとして欠かせない商業施設、一時的な滞在が可能な宿泊温浴施設といった交流ゾーンの整備を併せて実施している。

町は、平成30年3月に策定した「大熊町交流ゾーン整備基本計画」を基に、同年11月までに基本設計を実施したところであり、本業務は、町が整備する交流ゾーンに係る実施設計、工事監理及び建設を実施するものである。

(2) 事業名称

大熊町交流ゾーン整備

(3) 発注方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により選定した優先交渉権者が実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

(4) 計画地

所在地	: 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平（現在造成工事中）
敷地面積	: 約 15,290 m ²
用途地域	: 指定なし
防火地域	: 指定なし（建築基準法第22条区域外）
建ぺい率	: 60%
容積率	: 200%
斜線制限	: 道路斜線 勾配 1.5、隣地斜線 20m+勾配 1.25
所有者	: 大熊町

(5) 工期

契約締結日から令和3年7月31日まで

ただし、商業施設に係る建設工事は令和3年2月28日までとし、工事請負（仮）契約書（案）の第34条に基づき、令和3年3月1日より部分使用を予定している。

(6) 建築計画概要

建物種別	交流施設	商業施設	宿泊温浴施設	
			宿泊施設	温浴施設
構造	鉄骨造・木造等 ※計画による			
建築面積	※計画による	全体：約 1,600 m ² (半屋外：約 600 m ²)	約 750 m ²	約 600 m ²
延べ面積	約 1,700 m ²	約 1,600 m ²	約 750 m ²	約 600 m ²

(7) 業務範囲

業務内容は次のとおりであるが、詳細については、「要求水準書」及び「設計業務等委託契約書（案）」、「工事請負（仮）契約書（案）」、「工事監理業務等委託契約書（案）」を参照すること。

- ア 実施設計業務
- イ 工事監理業務
- ウ 建設業務
- エ その他関連業務

2 事業費参考価格

工事費	3,627,000,000円（税抜き）
実施設計費	110,300,000円（税抜き）
工事監理費	36,700,000円（税抜き）

上記各参考価格を上限とし、各参考価格の範囲内で参加者が提案する価格（以下、「提案価格」という。）を契約限度額とする。なお、参考価格を超える提案価格を提出した場合は、失格となる。

3 参加者の参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 参加者は、町の求める性能を備えた本施設の実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）、又は単体企業とする。

イ 参加者は、本施設の実施設計を行う者（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行う者（以下、「工事監理企業」という。）、及び本施設を建設する者（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、一の者が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。

ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の一員（以下、「構成員」という。）となることはできない。また、一の共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 共同企業体の構成員の数は3社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小の出資者の出資割合は構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。
- イ 共同企業体の構成員の組み合わせについては、構成員のうち建設企業については、大熊町建設工事競争参加者の資格を定める基準（大熊町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和61年10月21日訓令第3号））による組み合わせとする。
- ウ 一の共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でない。
注）「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。
- エ 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の大きい者を代表企業とし、参加資格審査における提出書類において明らかにすること。
- オ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書（案）を参照すること。
- カ 大熊町プロポーザル方式実施要綱（平成29年2月23日訓令第3号）第7条第3項第3号から第6号までを満たすこと。

(3) 参加者の資格要件等

ア 参加者の共通資格要件

参加各者は、それぞれ次に掲げる（ア）～（サ）の資格要件を満たすこと。

- （ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- （イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- （エ）会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- （オ）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申し立てがなされていないこと。
- （カ）手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- （キ）過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- （ク）大熊町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱（平成21年3月12日要綱第4号））に規定する措置要件によること。

- (ケ) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号）により入札参加制限中の者でないこと。
- (コ) 本事業の技術提案書審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。
- (サ) 本事業に係る基本設計業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる（ア）～（エ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他は（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 審査資料の提出期限日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 過去 10 年間に、以下の a 又は b の要件を満たす新築工事に係る実施設計業務を受注し、完了した実績を有すること。
 - a 国、特殊法人等※、又は地方公共団体（以下、「公的機関」という。）が発注する新築工事。
 - b コミュニティセンター、コミュニティホール、集会場、公民館等（以下、「交流施設等」という。）、商業施設、宿泊施設、温浴施設のいずれかの新築工事。
 ※特殊法人等：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条 1 項に規定する法人
- (エ) （ア）～（ウ）の資格要件を全て満たす企業と過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置すること。また、下表の主任技術者をそれぞれ 1 名配置できること。ただし、電気設備と機械設備の主任技術者は兼任できるものとする。

分担業務分野	保有資格
構造	構造設計一級建築士又は一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は建築設備士
機械設備	設備設計一級建築士又は建築設備士

(注) 主任技術者とは、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。施設毎に総括を担当する主任技術者を上表の主任技術者とは別に配置できるものとする。

ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。なお、設計企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。

（イ）過去 10 年間に、新築工事に係る実施設計業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる（ア）～（エ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他は（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

（ウ）過去 10 年間に、以下の a 又は b の要件を満たす新築工事に係る工事監理業務を受注し、完了した実績を有すること。

a 公的機関が発注する新築工事。

b 交流施設等、商業施設、宿泊施設、温浴施設のいずれかの新築工事。

（エ）（ア）～（ウ）の資格要件を全て満たす企業と過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置すること。

オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。なお、工事監理企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、管理技術者の変更及び追加は認めない。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。

（イ）過去 10 年間に、新築工事に係る工事監理業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

カ 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げる（ア）～（エ）の資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たすこと。

- （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。
- （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値通知書の総合評定値（P点）のうち建築一式工事が、1,100点以上であること。
- （ウ）過去10年間に、以下のa又はbの要件を満たす新築工事に係る建築一式工事を受注し、完了した実績を有すること。
 - a 公的機関が発注する新築工事。
 - b 交流施設等、商業施設、宿泊施設、温浴施設のいずれかの新築工事。
- （エ）以下のa、及びbの要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。またbの要件を満たす現場代理人を配置すること。
 - a 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - b （ア）～（ウ）の資格要件を全て満たす企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

キ 建設企業の監理技術者及び現場代理人の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、それぞれ次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。また、主たる会議体に出席できる者であることとし、審査書類提出後は、町がやむを得ないと認める場合を除き、監理技術者及び現場代理人の変更及び追加は認めない。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

- （ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく一級建築施工管理技士であること。
- （イ）過去10年間に、新築工事に係る建築一式工事において監理技術者又は現場代理人として従事した実績を有すること。

（4）参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出期限日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（5）複数企業からなる参加者の構成企業の変更

審査書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は町と協議を行うものとする。

4 選定の手順

(1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和元年6月19日（水）	実施要領等の公表
令和元年7月2日（火）	実施要領等に関する質問の提出期限
令和元年7月9日（火）	実施要領等に関する質問への回答の公表
令和元年7月23日（火）	審査書類の提出期限
令和元年7月30日（火）	ヒアリング実施者への通知
令和元年8月8日（木）	ヒアリングの実施
令和元年8月中旬	優先交渉権者の決定
令和元年8月下旬	事業実施協定及び設計業務等委託契約の締結
令和2年6月下旬～ 令和2年7月上旬	工事請負契約及び工事監理業務等委託契約の締結

(3) 実施要領等の公表

町は、令和元年6月19日（水）に本事業の公募と同時に、次に示す書類（以下、「実施要領等」という。）を公表する。【発注図書リスト】を参照。

- ・実施要領
- ・要求水準書
- ・優先交渉権者決定基準
- ・提案様式集
- ・設計業務等委託契約書（案）
- ・工事請負（仮）契約書（案）
- ・工事監理業務等委託契約書（案）
- ・事業実施協定書（案）
- ・添付資料

要求水準書の添付資料B1～B8、参考資料については、書き込み可能な空のDVD-Rディスク2枚を6（6）に記載する担当窓口を持参のうえ、コピーして配布する。配布期間は令和元年6月19日（水）から令和元年7月23日（火）午後5時までとする。

(4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、令和元年7月2日（火）の午後5時までに、実施要領等に関する質問を提出すること。提出方法は、質問書【添付 A11】に質問ごとに簡潔に記載し、質問書のファイルデータを電子メールにより、6（6）に記載する担当窓口のメールアドレスに送信するものとする。質問を提出した者は必ず担当窓口に着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術又はノウハウ等、質問者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和元年7月9日（火）以降、町ホームページで公表する。

(5) 審査書類の提出

参加者は、審査に必要な書類を以下のとおり提出する。参加資格審査・基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類の様式については提案様式集【添付 A3】を参照すること。

提出期限	令和元年7月23日（火） 午後5時
提出場所	大熊町役場企画調整課（本庁舎）
提出方法	参加者（共同企業体の場合は代表企業）による持参 （郵送や電子メールは不可）
提出部数	・参加資格審査に関する提出書類 1部 ・技術提案に関する提出書類 12部（正7部、副5部） ・事業費見積・要求水準に関する提出書類 1部

(6) 審査の手順

審査は、次のア～キに示すとおり実施する。詳細については、優先交渉権者決定基準【添付 A2】を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

ア 参加資格審査

町は、提出された参加資格審査書類をもとに、参加者が「3 参加者の参加資格要件」で規定する要件を満たしているか確認を行う。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

イ 基礎審査

町は、提出された基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に必要に応じて確認のうえ、失格とする。

ウ 価格審査・実績審査

(ア) 価格の確認

参加資格審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に明らかな誤りがある場合及び2で示した事業費参考価格を超える提案価格の場合は、失格とする。

なお、価格については、優先交渉権者決定基準【添付 A2】に基づき、得点を付与する。

(イ) 実績の確認

実績審査項目については、優先交渉権者決定基準【添付 A2】に基づき、参加資格審査通過者の過去10年（基準日は、3（4）による。）の実績を審査し、得点を付与する。

エ 技術提案書審査

術提案審査項目については、優先交渉権者決定基準【添付 A2】に基づき、4（7）に記載する審査委員会において技術提案審査対象者の技術提案内容を審査し、得点を付与する。

オ 審査及び結果の通知

町は、イ、ウに基づき参加者の順位づけを行い、審査結果通知書を令和元年7月30日（火）以降に参加者に郵送する。

なお、審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

カ 優先交渉権者の決定・公表

町は、4（7）に記載する審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者として決定する。また、総合評価点が最も高い提案をした者が2以上あるときは、優先交渉権者決定基準【添付 A2】に基づき、来庁のうえ該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。結果については、審査結果通知書を令和元年8月中旬以降、技術提案審査対象者に郵送すると共に、町ホームページ等で公表する。なお、特定されなかった参加者は、通知を受けた日から7日以内に、町に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

また、町は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から設計業務等委託契約の締結までに、町との契約に関して以下の事由に該当した場合は、失格とする。

- (ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (イ) 贈賄・談合等著しく町との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

キ 審査講評の公表

町は、優先交渉権者の決定後、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

(7) 技術提案書審査委員会の設置

審査は、町が設置した大熊町交流ゾーン整備技術提案書審査委員会(大熊町プロポーザル方式実施要綱(平成29年2月23日訓令第3号)第5条に規定する技術提案書審査委員会(以下、「審査委員会」という。))において行う。審査委員会は、学識経験者等の5名の委員により構成される。

(8) プロポーザル参加に係る留意事項等

ア 実施要領等の承諾

参加者は、町への審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとす。

イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 著作権

町が示した図書の著作権は町に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、町は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査書類のうち、【添付 A3】様式2-10～2-14、3-1、3-2の全部又は一部(公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。)を無償で使用できるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、町から指示する場合を除き、認めない。

(オ) 追加資料の提出

町は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

エ 町からの提示資料の取扱い

町が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

5 契約に関する事項

(1) 事業実施協定書の締結

町と優先交渉権者は、速やかに事業実施協定書（案）【添付 A 7】に基づき事業実施協定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、町と共同企業体における代表企業にて締結する。

(2) 契約の締結

町と優先交渉権者は、事業実施協定を締結後、設計業務等委託契約書（案）【添付 A 4】及び事業実施協定書に基づき設計業務等委託契約を締結する。締結の際、町の指定する細目まで含めた提案価格における事業費内訳明細書を提出すること。また、実施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額について、町との確認・合意を得た後、工事請負（仮）契約書（案）【添付 A 5】及び事業実施協定書に基づき工事請負仮契約を締結する。その後、町議会において当該契約に係る議決がなされた時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

本工事請負契約の締結に併せて、工事監理業務等委託契約書（案）【添付 A 6】及び事業実施協定書に基づき工事監理業務等委託契約を締結する。

(3) 契約保証金の納付等

優先交渉権者は、大熊町財務規則（昭和58年1月10日規則第1号、改訂平成28年3月31日規則第12号第6章第1節第97条）に基づき、業務委託契約及び工事請負仮契約の締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

ア 金融機関等の保証

イ 保証事業会社の保証

ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

エ 履行保証保険契約の締結

(4) 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、町と協議のうえ決定する。

- ① 設計業務等委託契約書、工事請負（仮）契約書、工事監理業務等委託契約書
- ② 事業実施協定書
- ③ 共同企業体協定書
- ④ 質問回答書
- ⑤ 要求水準書等
- ⑥ 技術提案書
- ⑦ 事業費内訳書

6 その他

(1) 技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

(2) 情報の提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行う。

(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号）により、期間を定め入札参加制限を行う場合があることに留意すること。

(4) 周辺工事との調整

本事業の計画地周辺では本事業以外の工事が多数計画されている。事業実施にあたっては町及び周辺工事施工者と調整のうえ、協力すること。

(5) 基本設計業務の受注者

ア 3（3）ア（サ）の「本事業に係る基本設計業務の受注者」とは、次に掲げる者の共同体である。

- ① 株式会社楠山設計
- ② 有限会社都市建築設計集団
- ③ 株式会社弾構造設計事務所

イ 3 (3) ア (サ) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ② 参加者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該参加者

(6) 町の担当窓口 (問い合わせ先)

大熊町企画調整課 (大熊町役場本庁舎)

メールアドレス : kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電 話 : 0240-23-7643 (直通)

F A X : 0240-23-7844

※土曜、日曜、祝日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の対応は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時 (ただし、正午から午後 1 時までの間は除く)